

# 司法取引 企業の選択肢に

宮坂建設工業 時局講演会

## 元検事総長・大野氏が解説



宮坂建設工業(株) (帯広、宮坂寿文社長) 主催の時局講演会が24日、京王プラザホテル札幌で開かれ、元検事総長の宮坂恒太郎氏が講

師を務め、日本の司法取引制度について解説した。大野氏は東京地検を振り出しに法務畑を歩き、2009年から約2年法務事務次官。その後、仙台高検、東京高検の検事長を経て14年から16年まで検事総長を務めた。退官後は弁護士として活動している。

「企業と司法取引」と題して講演した大野氏は、昨年施行の改正刑事訴訟法で導入された司法取引制度について、日産のカルロス・ゴーン被告の例を挙げつつ説明。共犯事件を含む他人の刑事事件を対象とした

「捜査協力型」であり、企業犯  
日本の司法取引制度の特徴  
などを説明する大野氏

罪、組織犯罪を対象とする日本版司法取引制度と、諸外国の制度の違いにふれた。

企業で内部通報があった際は迅速に社内調査を行い、「重大な事案だった場合は司法取引が出口に導いてくれる」と指南。大野氏は、「談合事件など他社が先に司法取引を行う可能性がある場合に、他の事件で司法取引を申し入れることも検討してほしい」とアドバースした。

司法取引制度の今後の見通しについて大野氏は「認知度、信頼度が高まれば活用が増える」と断言した。企業をめぐる刑事事件が発生した際に「不正と決別することによる信頼回復など、ダメージ・コントロールが重要になる」と指摘し、不正行為に対する抑止機能を充実するなど、コンプライアンスの強化による健全な企業活動の確保を望んだ。

講演会は08年から12年連続15回目の開催。約1200席の会場は建設業関係者や一般市民で埋まった。